

## ■初版第1刷をお持ちの方

頁・箇所	誤	正
xi Lecture 8	「8. 幻肢と神経腫」	「9. 幻肢と神経腫」
P2	31行目「傷治癒」 MEMO「傷治癒」	「創傷治癒」
P4 9行目 19行目 図3	「頻度の多い」 「頻度は減少している」 「魚口切開」	「頻度の高い」 「頻度は低下している」 「魚口状切開」
P8 6行目	「周径の変動が治まった後」	「周径の変動が収まった後」
P9 27行目	「膝継手の種類を選択する幅が限定されるうえ」	「膝継手の種類を選択する幅が制限されるうえ」
P16 4行目	「義足足部は足関節に0°以上の大きな背屈可動域はもたないようになっている」	「義足足部の多くは足関節に0°以上の大きな背屈可動域はもたないようになっている」
P18 図14	「立位練習」	「立位バランス練習」
P24 覚えよう 図6	「顆部」	「果部」 <a href="#">(c-2の画像さしかえ)</a>
P30 図21の説明	「液体制御ピストン」	「制御ピストン」(「液体」を削除)
P36 図6-1	c「足部前すぎる」 d「足部後ろすぎる」	c「足部が前すぎる」 d「足部が後ろすぎる」
P40 図9 ⑥の異常歩行の原因 (義足)	「適正位置より後ろすぎ」	「適正位置より後ろすぎる」
P41 図9のつづき ⑨の異常歩行の原因 (義足)	「●ソケットが膝継手に対し、適正位置より前すぎ =膝継手後ろ下げ過大 ●足部背屈位または靴の踵が低い」	「●ソケットが膝継手に対し、適正位置より前すぎる =膝継手後ろ下げ過大 ●足部底屈位または靴の踵が低い」
P44 図1	「ソケットに接しない」	「ソケット底部に接しない」

P52 図3		<u>(aの画像修正, cの画像削除)</u>
	b. ポンプ部	b. ポンプ部 (aの囲んだ部分)
P55 MEMO	「この講義ではソケットを主体に足部をどの傾き・位置にするか、と表記する. 他書や国家試験問題では足部を主体にソケットが傾く, 動くなどの表現もある. どちらが主体の記述でも同じ状態をイメージできる必要がある。」	「この講義では, 「ソケットに対し, 足部がどの傾き・位置になっているか」表記している. 他書や国家試験問題には, 「足部に対し, ソケットがどの傾き・位置になっているか」の表記を用いている場合もある. どちらの表記方法でも義足の様子をイメージできる必要がある。」
P56 図3		<u>(bとdの画像さしかえ)</u>
a. 原因:	靴の踵の高さが低い(足部が過度に底屈位) a. 足部に対してソケットの位置が後ろすぎる=ソケットに対して側部の位置が前すぎる b. ソケットの初期屈曲角が不足している	☒ a. 足部に対してソケットの位置が後ろすぎる=ソケットに対して側部の位置が前すぎる ☒ b. ソケットの初期屈曲角が不足している その他 靴の踵の高さが低い(足部が過度に底屈位)
c. 原因:	靴の踵の高さが高い(足部が過度に背屈位) a. 足部に対してソケットの位置が前すぎる=ソケットに対して足部の位置が後ろすぎる b. ソケットの初期屈曲角が大きすぎる	☒ a. 足部に対してソケットの位置が前すぎる=ソケットに対して足部の位置が後ろすぎる ☒ b. ソケットの初期屈曲角が大きすぎる その他 靴の踵の高さが高い(足部が過度に背屈位)
P72 表1 4	「爪の問題: 深爪, 陥入爪などの爪変形から炎症を起こし感染」	「爪の問題: 深爪, 陥入爪などの爪変形から炎症を起こした感染」
P80 表1	「ソフトドレッシングによる」	「ソフトドレッシング・シリコンラ

		イナーによる」
P86 b. 5行目	「可動域検査」	「可動域測定」
P87 ここがポイント	「それを踏まえて可動域維持を行う」	「それを踏まえて可動域練習を行う」
P95 最終行	「3点杖歩行近位監視歩行」	「3点杖歩行が近位監視で」
P99 5. 熱傷 最終行	主婦に復帰	主婦として社会復帰
P106 2) 3行目	「義足後で立ち」	(削除)
P137 調べてみよう	「コルセット」 「軟性膝装具」 「プラスチック短下肢装具」	「コルセット (胸腰椎装具軟性)」 「膝装具軟性」 「短下肢装具硬性 (支柱なし)」
P139 1~2行目	「うになったことから、経済的に補装具の購入が難しくなるケースが発生し、今後、大きな見直しを余儀なくされている。」	「うになったことから、経済的に補装具の購入が難しくなるケースが発生したため、利用者負担の見直しなどが行われた。また、2013年4月1日より障害者自立支援法が障害者総合支援法となり、障害者の定義に「難病等」が追加されるといった変更が加えられる。」
P140 10行目	「で行う。」	「で行う (p138「2) 労災事故の場合」参照)。」
P141 図4	「技師装具士」	「義肢装具士」
P143 1)  2) 3行目	「腰掛便座, 特殊尿器, 入浴補助用具, 簡易浴槽, 移動用リフトの吊り具部分がある。」  「移動用リフト (つり具部分を除く) の12品目がある。」	「腰掛便座, 特殊尿器, 入浴補助用具, 簡易浴槽, 移動用リフトの吊り具部分, 便座の底上げ部材, 自動排泄処理装置の交換可能部材がある。」  「移動用リフト (つり具部分を除く), 介助用ベルト (入浴介助用ベル

<p>3)</p>	<p>「②段差の改修（スロープ設置など）」                  「④扉の取り替え（引き戸やアコーディオンドアへ）」                  「⑥上記①～⑤に付帯する工事。」</p>	<p>トは除く）、自動排泄処理装置」の                  14 品目がある。」                  「②段差の解消（スロープ設置など、通路等の傾斜の解消）」                  「④扉の取り替え（引き戸やアコーディオンドアへ）、扉の撤去。」                  「⑥上記①～⑤に付帯する工事（段差の解消における転落防止柵の設置など）」</p>
<p>P144 下から 5～4                  行目                  下から 3 行                  目</p>	<p>「前腕義手 1 つが」                  「3 年間」</p>	<p>「1 具が」                  「5 年間」</p>
<p>P147 最終行</p>	<p>「断端圧迫帯の」</p>	<p>「断端圧迫帯・シリコンライナーの」</p>